

京都市訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の介護保険制度の円滑な導入に資するため、介護保険法（以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項（以下「旧法」という。）に規定する介護予防訪問介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（以下「訪問介護等」という。）を受けた場合における利用者負担額の減額（法第41条第4項第1号、第42条の2第2項第2号又は旧法第53条第2項第1号に規定する訪問介護等の内容、訪問介護等を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される訪問介護等に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び京都市介護予防・日常支援総合事業実施要綱（以下、「総合事業実施要綱」という。）第15条第1項で定める費用の額（以下「費用の額」という。）から費用の額に100分の90を乗じて得た額を控除して得た額（以下「利用者負担額」という。）に、国、都道府県、市町村が補助を行うことにより第41条第1項に規定する要介護被保険者、第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は介護保険法施行規則第140条の62の4第1項第2号に規定する第1号被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）が負担する額を減額させることをいう。以下同じ。）を行うために必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱の規定により訪問介護等の利用者負担額を減額することができる要介護等被保険者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項に規定する居宅介護のうち身体介護又は家事援助（以下「居宅介護」という。）の利用において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第27条に規定する境界層該当として負担上限額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次の各号のいずれかに該当することとなった者とする。

- (1) 65歳到達前の概ね1年間に居宅介護を利用していた者であって、65歳に到達することにより要介護等被保険者となった者
- (2) 法第7条第3項第2号又は同条第4項第2号に該当する者

(減額率)

第3条 利用者負担額の減額の率は、100パーセントとする。

(申請)

第4条 第2条各号の規定に該当する対象者であって利用者負担額の減額を受けようとする者は、京都市訪問介護等利用者負担額減額認定申請書（第1号様式）に世帯の生計中心者の所得税の状況を証する書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(認定証の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であると認定した者に対し、訪問介護等利用者負担額減額認定証（第2号様式）以下「認定証」という。）を交付する。

2 認定証の有効期限は、毎年7月31日とする。

(認定証の提示)

第6条 前条第1項の規定により認定証の交付を受けた者（以下「適用者」という。）は、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3に規定する指定第1号事業者から訪問介護等を受ける際に、当該事業者に認定証を提示しなければならない。

(認定証の再交付)

第7条 適用者は、認定証が破れ、汚れ、又は紛失したときは、市長が別に定める様式により、認定証の再交付を市長に申請することができる。

2 適用者は、認定証が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をするときは、同項の様式に当該認定証を添えなければならない。

3 適用者は、認定証を紛失した場合において、紛失した認定証を発見したときは、当該発見した認定証を速やかに市長に返還しなければならない。

(更新)

第8条 適用者は、毎年市長が必要と認める時期に、第4条に規定する書類を市長に提出することにより更新の申請をすることができる。

(再認定の特例)

第9条 前条の規定により更新申請した者が、第2条の要件に該当しなくなったことにより更新認定できないときは、その翌年度以降要件に該当したとしても本事業の対象として再認定しない。

(届出等)

第10条 適用者は、氏名又は住所等を変更したときは、市長に届け出なければならない。

(不正利得の返還)

第11条 偽りその他不正の手段によって、又は減額の適用者でなくなった後に減額による措置を受けた者がいるときは、市長は、その者からその措置を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(他施策との適用関係)

第12条 京都市社会福祉法人利用者負担軽減制度事業実施要綱に基づく利用者負担額の軽減との適用関係については、本事業に基づく減額措置適用後の利用者負担額に対して、当該事業に基づく軽減を行うものとする。

2 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費及び総合事業実施要綱第17条に規定する高額介護予防サービス費相当事業並びに法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費、法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費及び総合事業実施要綱第18条に規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護サービス費等」という。）との適用関係については、本事業に基づく減額措置適用後の利用者負担額に対して、高額介護サービス費等の支給を行う。

附 則（平成12年4月1日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(申請書等の提出の特例)

2 法施行日前に、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、本市難病患者等ホームヘルプサービスの介護サービスを利用していた者で、かつ、平成11年度中に要介護等被保険者と認定された者は、第4条の規定にかかわらず、申請書及び世帯の生計中心者の所得税の状況を証する書類を提出することを要しない。

(平成12年度における認定証の有効期限の特例)

3 平成12年4月から6月までの間に、減額の対象として認定された要介護等被保険者に交付する認定証の有効期限は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。

附 則 (平成15年5月9日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 65歳到達前の概ね1年間に社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)の施行前において、改正前の身体障害者福祉法第18条第1項第1号又は知的障害者福祉法第15条の3第1項の措置による介護の実績がある者が65歳に到達することにより要介護又は要支援状態になった場合にあっては、なお従前の例による。

(適用区分)

3 この規定による改正後の京都市訪問介護利用者負担額減額実施要綱第2条第3号の規定は、平成15年度分から適用する。

4 この規定による改正後の京都市訪問介護利用者負担額減額実施要綱第3条第2項の規定は、平成15年7月分の利用者負担額から適用し、同年6月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年4月26日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

(適用区分)

2 この規定による改正後の京都市訪問介護利用者負担額減額実施要綱の規定は、平成17年度分から適用し、平成16年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規定による改正後の京都市訪問介護利用者負担額減額実施要綱の規定は、平成18年度分から適用し、平成17年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規定による改正後の京都市訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱の規定は、平成24年度分から適用し、平成23年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規定による改正後の京都市訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱の規定は、平成25年度分の利用者負担額から適用し、平成24年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規定による改正後の京都市訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱の規定は、平成29年度分の利用者負担額から適用し、平成28年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規定による改正後の京都市訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱の規定は、平成30年度分の利用者負担額から適用し、平成29年度分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の京都市訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱第2号様式による用紙で、現に存するものは、なお使用することができる。

附 則 (令和元年5月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 申請書(第1号様式)については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則 (令和2年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 再交付申請書については、当面の間、従前の様式によることができる。

京都市訪問介護等利用者負担額減額認定申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名

京都市訪問介護等利用者負担額減額措置事業実施要綱第4条の規定により 訪
問介護等の利用者負担額の減額を申請します。

被保険者	住 所	電話番号										
	フリガナ	被保険者番号										
	氏 名											
申請理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスの利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 身体障害者手帳・療育手帳の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無											
世帯構成	世帯主	氏 名	生計中心者									
			<input type="checkbox"/>									
	世帯員		<input type="checkbox"/>									
			<input type="checkbox"/>									
			<input type="checkbox"/>									

注 該当する口には、レ印を記入してください。

下欄は記入しないでください。

起 案	年 月 日	決 定	年 月 日	課長	係長	係員
下記のとおり決定します。						
承認する ・ 承認しない						
適用期間	年 月 日から		年 月 日まで			

第2号様式（第5条関係）

（表面）

<p>介護保険訪問介護等利用者負担額減額認定証</p> <p>この証は、介護被保険者証と併せて事業者へ提示してください。</p>	
交付年月日	
負担者番号	<input type="text" value=""/>
受給者番号	<input type="text" value=""/>
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
被保険者番号	
適用期間	から まで ただし、要介護、要支援認定有効期間に限る。
減額内容	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 京 都 市 

（裏面）

<p>注 意 事 項</p>
<p>1 訪問介護、夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（以下「訪問介護等」という。）のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証及び介護保険被保険者証を併せて事業者へ提示してください。</p> <p>2 訪問介護等のサービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率（この証に記載された給付率に介護保険による給付率を加えた率）を乗じた額を、引いた額になります。</p> <p>3 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の要件に該当しなくなったとき、減額の認定証の適用期間を経過したときは遅滞なく、この証をお住まいの区の区役所・支所又は右京区役所京北出張所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の区役所・支所又は右京区役所京北出張所にその旨を届け出てください。</p> <p>5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受ける場合があります。</p>